

○本宮市オープンデータ利用規約

令和3年2月3日
本宮市告示第6号

(目的)

第1条 本宮市オープンデータ利用規約（以下「利用規約」という。）は、本宮市公式ホームページの「本宮市オープンデータライブラリ」に掲載されているオープンデータ（以下「対象データ」という。）の利用に関する事項を定めるものとする。

(規約の承諾)

第2条 利用規約の承諾等については、対象データの利用をもって同意したものとみなす。なお、利用規約の内容は、予告なしに変更することがある。

(適用範囲)

第3条 利用規約は、本宮市が公開するオープンデータに対し適用する。

(著作権)

第4条 対象データは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際によりライセンスされている。利用に当たってはライセンスの内容に従うこと。

- (1) 対象データを利用の際には、以下のクレジットを記載すること。**【 】**内の部分は、利用者において記載すること。なお、ライセンスの URL は文字で記載するのではなく、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0」の文字部分等にハイパーリンクを貼る方法で提供することも可能とする。
- (2) ライセンスされている著作物を改変せず、複製して利用する場合は、以下のクレジットを記載すること。

【ライセンスされている著作物のタイトル】 、本宮市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja)

3 ライセンスされている著作物を改変して利用する場合は、以下のクレジットを記載すること。

この 【作品・アプリ・データベース等】 は以下の著作物を改変して利用しています。 【ライセンスされている著作物のタイトル】 、本宮市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja)
--

(対象データ)

第5条 対象データは、あくまでも掲載時点におけるものであり、事前に予告することなく、名称や内容等の改変、削除を行うことがある。

(第三者の権利)

第6条 対象データの中に第三者が著作権その他の権利を有している場合がある。第三者が著作権を有している箇所や、第三者が著作権以外の権利（例：写真につき肖像権・パブリシティ権等）を有している対象データについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとする。なお、対象データの中の第三者が権利を有している部分の特定・明示等は、原則として行わない。

(免責事項)

第7条 対象データについては、様々な注意を払っているが、その内容の完全性、正確の内容の完全性、正確性、有用性、安全性等については、いかなる保証も行わない。

(1) 対象データについては、継続的な提供を保証するものではない。

(2) 対象データを利用したこと、利用できなかったこと、対象データに基づいて利用者が下した判断及び起こした行動により、いかなる結果が発生した場合においても、本宮市はその責を負わない。

(利用規約違反への対応)

第8条 利用規約に違反するような行為等を発見された場合には、本宮市まで連絡のこと。

(その他)

第9条 利用規約は、日本法に従って解釈・適用されるものとする。

(1) 本宮市と利用者の中で、対象データの利用に関して紛争が生じた場合には、相互が満足できる解決を図るため誠実に対応することとする。なお、上記対応により解決がなされず、司法的判断を求める場合には、本宮市の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

附 則

この告示は、令和3年2月3日から施行する。